

# 別表第3 小規模保育事業（A型）（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算 I						
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定				
				基本分単価 〔注〕 ⑥		基本分単価 〔注〕 ⑥		〔注〕 ⑦		〔注〕 ⑦				
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	200,790	(274,050)	196,170	(269,430)	+	1,890	(2,620)	×加算率	1,850	(2,580)	×加算率
			乳児	274,050		269,430		+	2,620 ×加算率		2,580 ×加算率			
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	157,880	(231,140)	154,960	(228,220)	+	1,470	(2,200)	×加算率	1,440	(2,170)	×加算率
			乳児	231,140		228,220		+	2,200 ×加算率		2,170 ×加算率			

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算	
(注)	処遇改善等加算 I (注)
⑨	

10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	146,530	(73,260)	+	1,460	(730)	×加算率
			乳児 +	73,260		+	730		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	146,530	(73,260)	+	1,460	(730)	×加算率
			乳児 +	73,260		+	730		×加算率

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④

休日保育加算	
⑩ 処遇改善等加算 I	

夜間保育加算	
⑪ 処遇改善等加算 I	

10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳 児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳 児

休日保育の年間延べ利用子ども数	
～ 210人	252,500
211人～ 279人	270,200
280人～ 349人	305,800
350人～ 419人	341,400
420人～ 489人	377,000
490人～ 559人	412,600
560人～ 629人	448,200
630人～ 699人	483,700
700人～ 769人	519,300
770人～ 839人	554,900
840人～ 909人	590,500
910人～ 979人	626,100
980人～1,049人	661,700
1,050人～	697,200

2,520 × 加算率
2,700 × 加算率
3,050 × 加算率
3,410 × 加算率
3,770 × 加算率
4,120 × 加算率
4,480 × 加算率
4,830 × 加算率
5,190 × 加算率
5,540 × 加算率
5,900 × 加算率
6,260 × 加算率
6,610 × 加算率
6,970 × 加算率

各月初日の 利用子ども数
-----------------

44,780	+	390 × 加算率
30,230	+	240 × 加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算		賃借料加算			連携施設を設定しない場合 ⑭	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑮				
				加算額		加算額								
				標準	都市部	標準	都市部	標準			都市部			
				⑫		⑬			⑭	⑮				
10/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児 乳児	+	3,000	3,300	+	a 地域	20,300	22,600	-	2,050	-	$(⑥+⑦+⑩) \times 9/100$
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児 乳児	+	1,900	2,100	+	a 地域	25,700	28,600		1,290		
								b 地域	11,200	12,400				
								c 地域	9,700	10,800				
								d 地域	8,700	9,700				
								b 地域	14,200	15,700				
								c 地域	12,300	13,700				
								d 地域	11,000	12,300				

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	管理者を配置していない場合		土曜日に閉所する場合				
				処遇改善等 加算 I ⑬		月に1日土曜 日を閉所する 場合	月に2日土曜 日を閉所する 場合	月に3日以上土 曜日を閉所する 場合	全ての土曜日 を閉所する場 合	
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	36,120	+	360×加算率	$\frac{(6+7+9+11)}{100} \times 2$	$\frac{(6+7+9+11)}{100} \times 3$	$\frac{(6+7+9+11)}{100} \times 5$	$\frac{(6+7+9+11)}{100} \times 6$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	22,810	+	220×加算率	$\frac{(6+7+9+11)}{100} \times 2$	$\frac{(6+7+9+11)}{100} \times 3$	$\frac{(6+7+9+11)}{100} \times 5$	$\frac{(6+7+9+11)}{100} \times 7$

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
10/100 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	$(⑥\sim⑰) \times 82/100$
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人～30人 $(⑥\sim⑰) \times 80/100$ 31人～40人 $(⑥\sim⑰) \times 75/100$ 41人～ $(⑥\sim⑰) \times 70/100$

## 加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算Ⅱ－① 48,900 × 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
処遇改善等加算Ⅲ	㉓	11,000 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める												
冷暖房費加算	㉑	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,840</td> <td>4 級 地</td> <td>1,270</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,630</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,610</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,840	4 級 地	1,270	2 級 地	1,630	そ の 他 地 域	110	3 級 地	1,610			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
1 級 地	1,840	4 級 地	1,270												
2 級 地	1,630	そ の 他 地 域	110												
3 級 地	1,610														
除雪費加算	㉒	6,180	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉓	155,870 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉔	160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉕	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 76,960</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ 760 × 加算率</td> <td>÷各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 50,000</td> <td>処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率</td> <td>÷各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000</td> <td></td> <td>÷各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ 760 × 加算率	÷各月初日の利用子ども数	B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率	÷各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000		÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
A	基本額 76,960	処遇改善等加算Ⅰ 760 × 加算率	÷各月初日の利用子ども数												
B	基本額 50,000	処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率	÷各月初日の利用子ども数												
C	基本額 10,000		÷各月初日の利用子ども数												
第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整